



公告 第606号

令和8年3月1日

川崎汽船健康保険組合
理事長 玉置 伸哉



「川崎汽船健康保険組合同約」の一部変更について

川崎汽船健康保険組合同約の一部を下記の通り変更したので、健康保険法施行令第3条の2の規定により公告します。

記

第4条中の「株式会社ケイライン ビジネス システムズ ー 東京都千代田区」を「株式会社ケイライン ビジネス システムズ ー 東京都港区」に改める。

附則

この規約は、令和8年3月1日から施行する。

以上